**パートタイム・有期雇用労働法第１３条第３号の規程例**

**（３パターン）**

|  |
| --- |
| 第○条 契約社員又はパートタイム労働者のうち次の要件を満たす者は、正社員登用試験を受験することができる。（１）勤続満○年以上であること（２）フルタイム勤務ができること（３）正社員への転換を希望していること（４）直近○回の人事評価が、すべて○以上であること（５）直属上司の推薦があること２ 正社員登用試験の内容は以下の通りとする。（１）一般常識に関する筆記試験（２）業務に関連する知識を問う筆記試験（３）役員による面接試験３ 転換時期は毎年４月１日とする。 |

|  |
| --- |
| 第○条 正社員への登用基準は、以下の通りとする。（１）○等級に通算で○期以上在籍していること（２）パートタイム労働者本人が正社員への登用を希望していること（３）正社員採用と同様の面接・適性検査・筆記試験に合格すること（４）直近２期の人事考課の総合評価が○以上であること（５）人事部長の推薦があること２ 転換時期は年１回とするほか、正社員の配置が必要となったときに随時実施する。 |

|  |
| --- |
| 第○条 正社員へ転換できる者は、以下の基準要件を満たす者とする。（１）勤続○年以上（２）人事考課が直近２年間で○以上（３）○○（国家資格・公的資格）の有資格者であること（４）所属長の推薦があること２ 申請はあくまでも本人の希望で行うものとし、申請書を作成し、所属長に提出する。３ 本人からの申請書と所属長の推薦書に基づき、小論文と役員面接試験を実施し、社長が決定する。４ 転換時期は年１回とする。 |